

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会役員等の報酬  
及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表のとおり報酬を支給する。

2 前項にかかわらず、市行政機関、市立小中学校長会、県立高等学校、職業安定所から選出された役員等は、報酬を支給しない。

3 役員等が本会の業務のため出張したときは、本会旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長の報酬等の支給日は、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、本会給与規程に準じた日とする。

2 会長を除く役員等の報酬等は、会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人等（死亡の場合は、その遺族）に支給し、本人等が指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第5条 会長が新たに就任したときは、その日から報酬を支給する。

2 会長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 前項の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、それぞれ日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

5 第3項の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第6条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程は、廃止する。

3 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

4 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	報 酬	
	区 分	金 額（円）
会 長	月 額	5 0 , 0 0 0
理 事	会 議 等 出 席 1 回 に つ き	3 , 0 0 0
監 事		
評 議 員		
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 会 委 員		